

## 第4回 飯山市特別職報酬等審議会 議事録

期 日 令和3年12月20日（月） 午後1時30分

場 所 飯山市役所 31号会議室

出席者 委員8名、事務局5名

### 1 開会

### 2 会長挨拶

（会長） 9月に諮問を受けてから本日で4回目の会議となる。12月末までに答申ができるよう進めてきたが、本日は答申案の確認をしながら皆様のご意見をお聞きしたい。この地域の実情に合った答申案にしたいと考えているのでよろしくお願いいたします。

### 3 前回までの審議内容について（資料No. 29）

資料No. 29について事務局から説明

- ・ これまでの審議内容について改めて確認。

（会長） ここまでで質問などはあるか。

【質問なし】

### 4 審議

#### (1) 特別職報酬等改定（案）について（資料No. 30、No. 31）

資料No. 30、No. 31について事務局から説明

- ・ 期末手当支給率 国家公務員特別職準拠の3.350月に改定。
- ・ 退職手当支給割合 飯山市を除く県下18市の平均の値に改定。
- ・ 上記を適用した上で、1期当たりの総報酬額が、近隣町村より高く、県下19市中最小の市であることを勘案した範囲となるよう報酬月額を試算。
- ・ 数パターン試算を行い、範囲の上限と下限の中間の値（改定率）を採用する。結果としてこの改定率は、平成19年に行った審議会の答申を受けたマイナス改定の改定率と同程度となったことを確認する。
- ・ 改正後の金額と一般会計予算額との比較においては、市町村ごとに財政規模が異なるため正確な比較は困難ではあるものの、改正後の金額でも著しく財政を圧迫するものではないことを確認。

（会長） 前回までの審議を網羅した内容となっているが、ご意見や修正点があれば出してもらいたい。

【意見等特になし。全委員から本案の承認をいただく。】

(会長) 本案で答申するが、市民への説明は丁寧をお願いしたい。

(2) 答申(案)について(資料 No. 32)

資料 No. 32 について事務局から説明

- ・ 答申案の内容について確認。

(会長) 内容的にはこの案のとおりでよろしいか。

【全委員から承認をいただく。】

(会長) 附帯意見の議員定数については、本審議会の諮問事項ではないが、地域の課題の一つであるという認識から附帯意見とすることとした。

(委員) 表現についてこれで適切かどうか皆様にご意見を伺いたい。

(委員) この表現で適切だと思う。

【全委員から承認をいただく。】

(会長) それではこの内容で答申をさせていただきたい。他市町村と比較してかなり標準化された内容になっていると思う。皆様ご協力のほど大変ありがとうございました。

5 その他

なし

6 答申日について

日 時 令和3年12月27日(月) 午前10時00分から午前11時00分まで

場 所 飯山市役所3階 応接室

出席者 会長及び職務代理

7 閉会